令和２年度

定期監査結果報告書

（事務監査）

令和２年１１月３０日

篠栗町監査委員

目　　　　　次

監査の概要 ………………………………………… 1

監査の結果 ………………………………………… 2

第１　勧告 ………………………………………… 2

第２　指導 ………………………………………… 5

第３　意見 …………………………………………16

〔共通事項〕 ……………………………………16

〔各課〕 …………………………………………26

1.　総務課 ……………………26

2.　財政課 ……………………27

3.　まちづくり課 ……………………28

4.　税務課・収納課 ……………………30

5.　住民課 ……………………32

6.　健康課 ……………………33

7.　福祉課 ……………………34

8.　産業観光課 ……………………35

9.　都市整備課 ……………………37

10.　上下水道課 ……………………38

11.　学校教育課（幼稚園・小学校・中学校） ……………………39

12.　こども育成課 ……………………41

13.　社会教育課 ……………………42

監査の概要

１　監査等の目的

篠栗町監査基準の規定により、事務の執行及び経営に係る事業の管理が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているか監査することを目的とする。

２　監査等の種類

定期事務監査（財務監査、行政監査）

地方自治法第１９９条第１項、第２項及び第４項に基づく監査

３　監査等の対象

（１）令和元年度及び監査実施日までに執行した事務事業

（２）監査対象の課

総務課　財政課　まちづくり課　税務課　収納課　住民課　健康課
福祉課　産業観光課　都市整備課　上下水道課
学校教育課（幼稚園・小学校・中学校）　こども育成課　社会教育課

４　監査等の着眼点

事務の執行及び経営に係る事業の管理が、経済的（より少ない費用で実施すること）、効率的（同じ費用でより大きな成果を得ること、あるいは費用との対比で最大限の成果を得ること）かつ効果的（所期の目的を達成していること、又は、効果を挙げていること）に行われているか。

５　監査等の実施内容

各課の監査資料等の精査及び事業内容等についてヒアリングを実施

６　監査等の実施時期

令和２年7月２１日 ～ １0月２９日

７　監査等の結果

２ページ以降掲載

監査の結果

第１　勧告

１　令和２年度４月分生活保護支給費の一般会計からの借用（福祉課、会計課）

町長（福祉課）は、生活保護法第１９条第７項第３号に基づき、法定受託事務として毎月の生活保護費の現金支給を行っている。
月ごとの生活保護費は、前月末に福岡県から町の専用の預金口座に振り込まれ、生活保護者へは毎月１日（ただし、１日が閉庁日であればその前日）に支給している。
しかし、年度当初の令和２年４月分の生活保護費については、福岡県は会計年度開始前に支出することができないので、４月１日に振り込んでいる。

このため、福祉課では令和２年４月１日の午前１０時から生活保護費を支給するため、前日の令和２年３月３１日に篠栗町の一般会計の預金口座から４月分の支給費相当額の 4,962,956 円を借用し、事前に準備していた。
４月１日に、福祉課は生活保護費を支給し、県からの入金を受けて、借用金を町の一般会計の口座へ返還している。
この事務処理は、福祉課長と会計課長の間の文書による決裁、支出命令書、借用書及び返還命令書によって行われていた。
しかし、この資金の支出と収入については、一般会計の令和元年度、令和２年度のそれぞれの予算に計上されていない。

よって、この一般会計の口座と生活保護費支給のための口座との出納処理は、法令、規則に基づいておらず、不適切な事務処理であった。
生活保護費の支給日を４月１日ではなく４月２日以降にずらすなど、適正に是正をされたい。

＜令和２年４月分生活保護費 4,962,956 円の支給の経緯＞

（令和２年３月３１日）
会計課は、同上額を一般会計口座から生活保護費支給用口座へ振込む
福祉課は、現金の仕分け等４月１日からの支給の準備を行う
（令和２年４月１日）
福祉課は、午前１０時から生活保護費の支給をはじめる
福岡県から、同上額が生活保護費支給用口座に振り込まれる
福祉課は、同上額を一般会計口座に振り込む

２　随契見積書の徴取方法（財務規則第１１２条）の見直し（財政課）

工事や業務委託、物品調達等において随意契約によるときは、篠栗町財務規則第１１２条により、３者以上から見積書を徴収するようになっている。

しかし、同条ただし書きにより、下記の同条の（1）から（4）のいずれかに該当するときは１者から見積書を徴するものとするとなっている。

このため、同条の（3）の「1 件の契約金額が 10 万円未満のとき」には、１者だけから見積書を徴しているが、それが割高と思われても、さらに別の者から見積書を徴することができない。

また、同条の（4）の「3 者以上から見積書を徴することが適当でないと認めるとき」には、２者から見積書を徴することができても、１者からしか見積書を徴せない。

よって、同条の（3）に該当する場合は２者以上から、また、同条の（4）に該当する場合は２者からでも見積書を徴することができるように篠栗町財務規則第１１２条を改定されたい。

＜篠栗町財務規則＞

第 112 条　契約権者は、随意契約の方法により契約を締結しようとするときは、契約書案その他見積りに必要な事項を示し、3 者以上から見積書を徴さなければならない。ただし、次の各号の 1 に該当するときは、1 者から見積書を徴するものとする。

(1)　契約の目的又は性質により契約の相手方が特定されるとき。

(2)　市場価格が一定している場合であって、一般競争入札又は指名競争入札に付する必要がない物品を購入するとき。

(3)　1 件の契約金額が 10 万円未満のとき。

(4)　3 者以上から見積書を徴することが適当でないと認めるとき。

３　小中学校長への補助金の不適切な支出（学校教育課、財政課）

補助金は第三者へ交付するものであることなどから、町長は町の一部署の長である小中学校長に対し、学校運営に要する経費を補助金として交付することはできない。

この件については、平成３０年の定期監査で「指導」したが、理由なく改められなかったので、令和元年の定期監査では「指摘」していた。

しかし、令和２年５月議会で学校給食費補助金支出の予算を補正し、「令和２年度補正予算篠栗町立小中学校給食費補助金交付事務取扱要領」を設けて、小中学校長に対し、１か月分の学校給食費 18,251,310 円を補助金として令和２年６月４日に交付した。

この措置は、新型コロナウイルス感染症の流行に対する支援事業として緊急を要したとは言え、不適切であった。

よって、学校運営に必要な経費は、学校長への補助金として交付するのではなく、歳出予算科目に正しく計上し、支出していかれたい。

＜令和２年度　篠栗町立小中学校給食費補助金の支出状況＞

区　　分	金　　額
篠栗中学校	4,547,840 円
篠栗北中学校	2,238,720 円
篠栗小学校	2,649,900 円
勢門小学校	4,894,450 円
北勢門小学校	3,920,400 円
計	18,251,310 円

第２　指導

１　歳入予算の未計上等（財政課、まちづくり課、こども育成課）

（１）篠栗北地区産業団地整備事業特別会計予算における土地売払い収入の一部未計上

篠栗町篠栗北地区産業団地整備事業（以下「同事業」という）では、次頁のとおり、造成地６区画を 3,141,444,929 円で売払うこととしており、このうち令和２年度に 2,824,523,729 円の売払いを計画している。

ところが、令和２年度の同事業特別会計の歳入予算（令和２年５月２５日に補正）の１款１項１目１節「土地売払収入」は、2,505,213,000 円となっている。

このため、この差額 319,310,729 円の土地売払いの収入が、令和２年度の同事業特別会計の歳入予算に計上されていない。

同事業は、篠栗町が九州大学の演習林だった土地を購入して、食品産業団地用地として造成し、売却するもので、地方財政法第６条、同法施行令第４６５条に基づく公営企業（宅地造成事業）として実施している。

このため、同事業は事業収支等を明確にするため、独立した特別会計により行われているので、歳入（収入）と歳出（支出）が連結し、その全てが予算計上されていなければならない。

また、土地売払い収入の一部を歳入予算に計上していないことは、地方財政法第３条第２項の予算編成の原則「地方公共団体は、あらゆる資料に基いて正確にその財源を捕そくし、且つ、経済の現実に即応してその収入を算定し、これを予算に計上しなければならない」に反している。

さらに、この未計上は、地方自治法第２１０条の総計予算主義の原則「一会計年度における一切の収入及び支出はすべてこれを歳入歳出予算に編入しなければならない」にも反している。

なお、この未計上の 319,310,729 円が事業計画とおりに収納される場合、町長（財政課）は、その時点で、歳入予算の補正案とともに、それと同額の起債の繰上償還または一般会計への繰出しを内容とする歳出予算の補正案を議会へ付議する意向である。

しかし、これは、地方自治法第２１１条第１項に基づく、予算は年度開始前に議会の議決を経なければならないとする「予算の事前決議の原則」に反する。

よって、予算にかかる事務は、関係法令に基づき的確に行っていかれたい。

また、令和２年度の篠栗町篠栗北地区産業団地整備事業特別会計の歳入予算については土地売払い収入の全てを計上するとともに、歳出予算については差額 319,310,729 円を起債の繰上償還金または一般会計への繰出金として計上されたい。

＜篠栗町篠栗北地区産業団地整備事業の土地売払い額　同特別会計歳入予算・決算＞

（単位：円）

区　　分	土地売払額（A）	歳入予算・決算（B）	差（A－B）
平成３０年度	158,460,600	（決算）　158,460,600	－
令和元年度	158,460,600	（決算）　158,460,600	－
令和２年度	（見込）2,824,523,729	（予算）　2,505,213,000	319,310,729
計	3,141,444,929	2,822,134,200	319,310,729

（２）保育対策総合支援事業費補助金の歳入予算未計上等

保育対策総合支援事業費補助金（環境改善事業・安全対策事業）は、篠栗町が国からの補助金を得て、町内４つの保育園へ新型コロナウイルス感染症流行の対策に必要な備品等の購入費を助成するものである。

このため、町長（こども育成課）は、令和２年３月１３日に厚生労働大臣へ2,000,000円の補助金の交付申請を行い、３月３１日に1,980,000円を受け入れた。

これに必要な歳入、歳出予算については、予算の総計主義の原則（地方自治法第２１０条）、予算の事前決議の原則（同法第２１１条第１項）、予算編成の原則（地方財政法第３条第２項）から、事前に議会の議決を得る必要があった。

しかし、この国からの補助金は、歳入予算の補正として議会に付議されず、議決のないまま受け入れている。

一方、歳出予算については、町単独事業の「障がい児保育事業補助金」で執行されなかった1,792,842円を財源として３月２３日に流用し、充てている。

この流用額は、４月１０日の補助金の実績報告額1,792,000円と千円未満の端数が違うだけで一致しているので、３月２３日の時点では事業費は確定していたと見られる。

もし、この事業に係る歳入・歳出予算の補正案を議会に付議する時間的な余裕がなかったのであれば、町長は専決処分（地方自治法第１７９条）とし、その後の議会に報告して承認を求めなければならなかった。

よって、この補助金に関する事務は、適正になされたとは言えないので、今後、予算にかかわる事務にあたっては関係法令に基づき的確に行うとともに、議会が持つ予算の議決権（地方自治法第９６条第１項２号）に対して十分に留意されたい。

＜保育対策総合支援事業費補助金（環境改善事業・安全対策事業）の概要＞

区　　　　分	内　　　容
形　　　　態	間接補助事業（厚生労働省からの補助金を受けて保育所へ補助）
補　　助　　率	１０／１０
補助対象者	町内　４保育園
補　助　内　容	新型ウイルス感染症対策用の備品等の購入（空気清浄機等）
1保育所あたり	最大５０万円　補助

＜保育対策総合支援事業費補助金の受入れ状況等＞

日　　　付	内　　　容	金　　　額
令和２年３月１３日	国へ同補助金の交付申請	2,000,000円
３月２３日	必要歳出予算 流用で確保	1,792,842円
３月２５日	国からの交付決定	1,980,000円
３月２５日	国へ概算請求	1,980,000円
３月３１日	収入（補助金受入れ）	1,980,000円
４月１０日	国への実績報告	1,792,000円
５月　７日	４保育園へ補助	1,792,842円
未　定	国庫補助金返還	188,000円

２　クリエイト篠栗主催事業の中止に伴う補償（社会教育課）

クリエイト篠栗の主催事業「和泉元彌 狂言の世界」については、令和２年に３月２１日に実施を予定していたが、新型コロナウイルス感染症の流行により中止した。
このため、同事業の業務委託契約書の第４条、６条に基づき契約相手方と協議した結果、中止にかかる補償金として契約額の半額935,000円を払うことで和解し、支払った。

しかし、和解をするとき、または、損害賠償の額を定めるときは、地方自治法第９６条第１項第１２号及び１３号により、議会は議決をしなければならないとなっているが、令和２年９月の決算委員会で事後報告はされたものの、事前に議決はされていない。

よって、適正な事務処理とは言えず、以後、適正に処理していかれたい。

＜中止したクリエイト篠栗主催事業＞

事業名	和泉元彌 狂言の世界
業務委託契約の相手方	株式会社　沢柳企画
実施予定日	令和２年３月２１日
実施予定場所	クリエイト篠栗　大ホール
契約日	令和２年１月１６日
中止決定日	令和２年３月　２日
当初契約額	1,870,000円（消費税等込み）
中止に対する補償金	935,000円

＜業務委託契約書　抜すい＞

第４条
１.この契約が成立した後、甲（注　篠栗町長）に帰すべき事由によりイベント実施ができなくなった場合は、乙（注　㈱沢柳企画）は第２条に規定する業務委託料（注　1,870,000円）を限度として、損害賠償を甲に請求することができる。
３.異常な自然現象、火災、交通の途絶等、甲・乙いずれの責にも帰することのできない事由によりイベントが実施できなくなった場合、甲･乙協議の上、イベントの中止、又は変更を行うことができる。
尚、イベント中止の場合、乙は第２条に規定する業務委託料（注　1,870,000円）の損害賠償を甲に請求することができる。
第６条
この契約に定めのない事項、及びこの契約の条項に疑義の生じた時は、甲乙誠意をもって協議の上、決定するものとする。

＜地方自治法＞

第９６条　普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

十二 普通地方公共団体がその当事者である審査請求その他の不服申立て、訴えの提起（普通地方公共団体の行政庁の処分又は裁決（行政事件訴訟法第 3 条第 2 項 に規定する処分又は同条第 3 項 に規定する裁決をいう。以下この号、第 105 条の 2、第 192 条及び第 199 条の 3 第 3 項において同じ。）に係る同法第 11 条第 1 項 （同法第 38 条第 1 項 （同法第 43 条第 2 項 において準用する場合を含む。）又は同法第 43 条第 1 項 において準用する場合を含む。）の規定による普通地方公共団体を被告とする訴訟（以下この号、第 105 条の 2、第 192 条及び第 199 条の 3 第三項において「普通地方公共団体を被告とする訴訟」という。）に係るものを除く。）、和解（普通地方公共団体の行政庁の処分又は裁決に係る普通地方公共団体を被告とする訴訟に係るものを除く。）、あつせん、調停及び仲裁に関すること。

十三 法律上その義務に属する損害賠償の額を定めること。

３　給食費の公会計化等（学校教育課、財政課）

学校給食は、学校給食法に基づき、町が学校内に調理器具をそろえて人件費、光熱費等を負担し、実施している。一方、保護者はその食材費分を給食費として支払っている。

この学校給食費の額は、栄養士部会の提案をもとに学校長会で協議・決定しており、令和２年度から１食あたり小学校が 275 円、中学校が 320 円に改定し、準公金として徴収し、食材費として支出している。

この学校給食費の性質は、受益者の保護者から徴収しているので、地方自治法第２２４条に規定する分担金にあたるため、分担金を徴するときは地方自治法第９６条第１項４号により議会は議決をしなければならない。しかし、なされていない。

また、分担金に関する事項は、地方自治法第２２８条第１項により条例で定めなければならないが、なされていない。

さらに、給食に要する収入支出のうち食材費を準公金としているため、歳出予算に計上されていないので、一切の収入及び支出はすべてこれを歳入歳出予算に編入しなければならないとする総計予算主義の原則（地方自治法第２１０条）に反する。

よって、学校給食費の徴収に関して必要な事項を条例として定めるとともに、学校給食にかかる全ての収入支出を歳入歳出予算に計上した公会計として処理されたい。

なお、幼稚園、小中学校では、学校給食費以外にＰＴＡ会費、生徒会費、学級費、教材費、日本スポーツ振興センター会費、修学旅行積立金を園（諸費）・校納金として徴収している。
このうち、日本スポーツ振興センター会費についてはすでに公会計化されているが、教材費など保護者に必ず負担を求めるものについては、公会計化すべきであると考える。

また、条例化又は公会計化されない園（諸費）・校納金については、徴収額の決定や徴収時期、管理方法などに関する事務処理の規定を設けて適正に処理していかれたい。

＜地方自治法　抜すい＞

（議会の議決事項）
第９６条　普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。
四　法律又はこれに基づく政令に規定するものを除くほか、地方税の賦課徴収又は分担金、使用料、加入金若しくは手数料の徴収に関すること。

（分担金）
第２２４条　普通地方公共団体は、政令で定める場合を除くほか、数人又は普通地方公共団体の一部に対し利益のある事件に関し、その必要な費用に充てるため、当該事件により特に利益を受ける者から、その受益の限度において、分担金を徴収することができる。

（分担金等に関する規制及び罰則）
第２２８条　分担金、使用料、加入金及び手数料に関する事項については、条例でこれを定めなければならない。（以下略）

４　篠栗北地区産業団地造成　森林植樹業務委託経費の流用等（まちづくり課、財政課）

本業務は、篠栗北地区産業団地の造成にあたって森林法の林地開発許可で義務づけられた植樹を行ったものである。
まちづくり課としては、令和元年１２月議会でこの補正予算を付議、決定し、令和２年２月から３月に植樹をするこことしていた。
ところが、福岡県広域森林組合から２月中旬までに植樹しなければ根付かないとの指摘をうけ、工事請負費 3,905 千円を流用財源として本業務の経費（役務費）へ流用して実施した。

しかし、この予算は、篠栗北地区産業団地造成事業に必ず要する費用で、事業開始時から分かっていたものであるため、予算の事前決議の原則（地方自治法第２１１条第１項）により、事業開始時に議会に付議して債務負担行為を行う、または、令和元年度当初の歳出予算に計上すべきものであった。

よって、本業務を予算流用して行ったことは適切ではないので、以後、注意されたい。

なお、植樹したイロハモミジの多くが枯れてしまっている。
このため、本業務を受託した福岡県広域森林組合が補償として植え直しをするが、枯れた原因が植えた時期か、支柱を立てなかったことによる風の影響かなどを調査、把握してから、確実に根付くようにされたい。

＜篠栗北地区産業団地造成森林植樹業務委託＞

請負者	福岡県広域森林組合
請負額	3,905,000 円
履行期間	令和元年１１月２８日 から 令和２年３月１３日
内容	造成森林（法面等）にイロハモミジ　５，８４０本　植樹
流用財源	１款１項１目 篠栗北地区産業団地開発費１５節 工事請負費

５　業務委託における特命随意契約の的確な実施（財政課、全課）

特定の１者を指定して契約する特命随意契約については、競争入札を原則（地方自治法第２３４条）とする中で、公平性の確保や適正価格での契約がなされない可能性がある。このため、地方自治法第２３４条、同施行令第１６７条の２、篠栗町事務会計規則第１１０条などを踏まえ、適正に実施するよう求めてきた。

その結果、改善はされてきているが、委託業務（令和元年度）においては、下記のとおり、課によって特命随意契約をとる割合に違いがある。

この違いは個々の事情によるもので、適正になされていると思われるが、委託業務契約を締結しようとするときは、競争入札や見積り合せをするように努め、もし、それができずに特命随意契約としなければならない場合は、その理由を具体的に明示するようにされたい。

また、公益財団法人福岡県建設技術情報センターや公益財団法人福岡県公共嘱託登記土地家屋調査士協会と特命随意契約を行っている課があるが、地方自治法施行令第１６７条の２第１項３号に規定されたシルバー人材センターと異なり、公益的な法人であることだけをもって特命随意契約の理由とすることはできないので、注意されたい。

なお、契約事務を主管する財政課においては、各課に対して的確な特命随意契約を行うよう、引き続き指導されたい。

<委託業務の契約方法（令和元年度）>　（件）

区　分	一般競争入札	指名競争入札	随意契約		特命随意契約	合　計
			見積り合せ	プロポーザル		
総務課		6	4	1	２４	３５
財政課					４５	４５
まちづくり課					１２	１２
税務課		1			6	7
収納課			2		1	3
住民課				3	４７	５０
健康課			7		１３	２０
福祉課					１４	１４
産業観光課		1	7		３６	４４
都市整備課		2	１４		１６	３２
上下水道課		2	2	2	１９	２５
学校教育課		5	7	1	２１	３４
こども育成課		4	3	2	3	１２
社会教育課	1	6	１７	1	２２	４７
合　計	1	２７	６３	１０	２７９	３８０
比　率	0.3%	7.1%	16.6%	2.6%	73.4%	100.0%

６　道路補修修繕工事の見積り者数の誤り（上下水道課）

　下記の道路補修修繕工事については、篠栗町財務規則第１１２条により、３者から見積りを徴しなければならないが、１者からしか見積りを徴していなかった。
　以後、間違いがないようにされたい。

＜道路補修修繕工事の概要＞

工事名	（配水・一般№.２５）水道施設による道路補修修繕
工期	令和２年８月１１日から令和２年８月３１日まで
契約金額	1,265,000円
請負業者	㈱洪本建設
契約方法	１者見積りによる随意契約

７　電子決裁システムの点検、改善（総務課、財政課、上下水道課）

電子決裁システムが平成２７年度から導入され、業務の効率化とペーパーレス化による書類の保管スペースの削減が図られている。

しかし、契約にかかるこの電子決裁では、関係書類をスキャンして電子的に決裁に添付することになっているが、添付書類の量が多い場合、相当の手間がかかることから全てがスキャンされていないことがある。
このため、例月現金出納検査や定期監査において、現物の添付書類の提示を求めることがある。
その中で、３者見積りを行った下記２件の工事においては、開封された見積書封入用の普通封筒が添付されていたが、見積書の中には、その封筒に入っていたならば、あるはずの折りたたんだ形跡がないものがあった。また、日付が入っていないものもあった。

この折り目がないことは、見積りの徴取方法が各課又は担当者に任されているので、直ちに不適切ではないが、疑義が生じかねない。
また、現物の書類の保管についても文書管理規則はあるものの、各課で徹底されておらず、すぐに提出されない場合もあった。

よって、電子決裁システムについては、運用開始から６年が経過するので、この間の課題等を洗い出して点検し、より良いものとなるよう改善していかれたい。
また、随意契約にあたっては、見積りの徴取や現物の書類の扱い方法などを要領化し、適正に行っていかれたい。

＜公共汚水桝設置工事概要＞

工事名	公共汚水桝（５）設置工事	公共汚水桝（６）設置工事
工期	令和元年１０月１７日から 令和元年１２月２５日まで	令和元年１１月１９日から 令和２年　１月１７日まで
契約金額	930,600 円	1,188,000 円
請負業者	㈱土屋組	㈱洪本建設
契約方法	随意契約(見積入札)	随意契約(見積入札)

第３　意見

［共通事項］

１　内部統制の強化（総務課、全課）

内部統制制度については、地方自治法の改正により令和２年度から都道府県と政令指定都市では必須で、それ以外の市町村は任意で導入されている。
篠栗町では、この制度の導入はしていないが、業務を適正、効率的に行うための各種要領の整備など、一定の内部統制はなされている。
しかし、監査の業務を通じて、篠栗町には下記のような組織目的の達成を阻害する要因、すなわちリスクがあるように思われる。

このため、これらのリスクを顕在化させず、また、行政サービスの提供等にあたっては最小の経費で最大の効果を上げるため、リスクを洗い出し、業務マニュアルの整備など必要な措置に努めるとともに、内部統制制度の導入についても検討されたい。

＜確認したリスク＞

項　目	事　例	対処案
業務執行体制	一業務に係員、係長、課長補佐の一人のみが担当し、管理者が十分に把握していない。 このため、非効率な執行や非違が見過ごされ、人事異動があると円滑に継続されない。	・業務の正副担当制 ・業務ローテーション ・課組織の大括り化 ・管理監督力の強化
前例主義、 横並び主義	法令や制度が変わっても、気づかずにそのまま業務を行う。 電子決裁システムなど、一度立ち上げた制度はなかなか点検がされず、見直されない。	・制度の数年毎の点検の義務化 ・ＰＤＣＡの徹底
業務実施マニュアルの整備	準公金など、特に、リスクが高い業務で実施マニュアルが整備されていない。	・事務事業ごとのマニュアル整備
事業必要性等の検証	国の通知のとおり又は補助金があるので、必要性等を十分に検証せずに事業を行う。 糟屋郡内の他町と同調的に行う。	・必要性等の評価システムづくり
財政運営感覚 コスト意識	安易な工事の増額や特命随意契約など、規律ある財政運営や経費縮減への意識が低い。 住民要望等のまま過剰な工事を行う。	・費用対効果評価の実施

２　役場の業務従事者の処遇改善等（総務課、財政課、関係課）

篠栗町役場では、令和２年４月１日現在、下記のとおり、様々な労働形態で３７８人が従事している。

篠栗町の普通会計における人口１万人当たり職員数は４４．８７人で、全国人口２万人以上の９９町村の中では６番目に低い。

なお、全国平均は６５．１０人で、糟屋郡内の町は総じて低く、全国で最も低いのは志免町となっている。（平成３１年４月１日　総務省）

＜役場での業務従事者の状況＞　（令和２年４月１日）

労働形態		人数（人）	構成比（％）	説　明
無期雇用の職員		１５８	４１．８	６０歳定年
有期雇用	再任用職員	４	１．０	定年退職後　１年以内更新可
	任期付職員	０	０．０	３年以内又は５年以内
	会計年度任用職員	６０	１５．９	１会計年度　次年度以降採用可
	臨時的任用職員	０	０．０	原則６月以内　産休代替等
業務委託の社員		１５６	４１．３	契約業務に限定
（参考）障がい者雇用		（３）	―	法定雇用者数３人
計		３７８	１００．０	

（注）他に、町長等の特別職、公の施設の指定管理者の従業員がいる。

（１）無期雇用の職員

無期雇用の職員（１５８人）については課によっては課長補佐が係員と同じように起案を行うなど、係員、係長、課長補佐の各自が単独で一業務を担い、また、課長も経常的な事務に追われて課内の業務を充分に把握していないことが見かけられる。

これは、少ない職員数のため、このようにせざるを得ない事情があるとは思うが、それぞれの業務について複数担当者制などにより組織として対応するとともに、人事異動等があっても業務が滞りなく継続していけるようにしていかれたい。

また、予算科目の「目」の大括り化や「細節」の廃止による財務関係事務の効率化、経常業務の外部委託化、ＩＴの活用などにより、職員がより政策的な業務に集中できる環境づくりを進められたい。

さらに、職員の適正な配置や必要な増員も進められたい。

なお、増員等による経費の増加については、再任用職員の活用や包括業務委託の見直しによる人件費相当分に付加されている消費税１０％の削減により、抑制されたい。

（２）会計年度任用職員

会計年度任用職員（６０人）については、令和２年度から臨時的任用職員や嘱託職員に替わって導入された。これらの職員の一定の処遇改善がなされたことを評価する。

今後は広く募集を行い、公平な任用に努められたい。

なお、地域おこし協力隊については、任期が３年となっているので、１年任期の会計年度任用職員ではなく、３年の任期付職員とされたい。

（３）包括業務委託による従事者

㈱共立メンテナンスとの包括業務委託契約により１０８人が従事している。

この契約では、本来は消費税が課税されない給与等を委託料に含めているため、１０％の消費税が課税されている。

ところが、地方公共団体（一般会計）の消費税は出入同額と見なされるので、直接雇用に比べてその消費税１０％分が町の超過負担となっている。

この包括業務委託を導入した趣旨は、臨時的任用職員が原則6か月しか雇用できないことを補うものであったが、会計年度任用職員制度の開始により、この業務委託を継続する意義は小さくなったと考える。

また、この業務委託による従事者は、元々は臨時的任用職員等であったので、今年度から会計年度任用職員として処遇改善なされた臨時的任用職員等だった者との格差が生じた。

このため、この包括業務委託については見直し、これにより従事する人の多くを会計年度任用職員又は任期付職員とする方向で調整されたい。

なお、この包括業務委託の活用方法としては、直接雇用に比べて１０％以上の費用対効果が期待でき、請負契約であるので職員の指示を要しない自らの判断で独立して行いうる専門的な業務に特化させることが考えられる。

＜令和２年度　業務委託・社員の内容等＞

業務名	篠栗町包括業務	水道施設運転維持管理	児童館事業運営
内容	臨時・嘱託職員の代替	専門業務の集約・管理	児童館の運営
人員	１０８人	７人	４１人
委託額	215,677 千円	49,312 千円	70,050 千円
委託先	㈱共立メンテナンス	㈱ウォーターegcy	エフコープ生協
契約期間	H31.4.1～R4.3.31	H29.4.1～R4.3.31	H31.2.14～R4.3.31
消費税特記	人件費相当分にも賦課	特会のため影響なし	非課税

（注）消費税は、一般会計は出入同額とみなす、人件費が委託料に含まれると課税

３　準公金の適正な取扱い、要領化（総務課、関係課）

準公金（篠栗町財務規則によらず職員が職務として取り扱う金銭）については、平成３０年度は調査票（３６件）による聞きとり調査を、また、令和元年度はこれに加えて抽出による帳票類の確認を行った。今年度は必要に応じて各課から聞き取った。

その結果、区長会会計、自衛隊家族会会計、篠栗町交通安全協会会計において、総務課の担当職員名義の預金通帳により管理されていた。

また、この区長会会計では、令和２年４月から９月分の区長謝金が、承諾書（委任状）により総務課の担当職員名義の口座に振込まれていた。

このため、準公金を職員名義の口座で管理することは事故の原因となりかねないので、準公金であることを明確にするため、その団体の代表者又は会計責任者の名義の預貯金通帳により管理するとともに、謝金等は直接本人に支払うようにされたい。

また、準公金については、下記の「注意、改善すべき点」を踏まえて適正に取り扱うとともに、この実行を確保するため、総務課においてこれを要領化されたい。

さらに、各所属が新たに準公金を取扱うこととなった場合は、総務課への届出制とされたい。

＜注意、改善すべき点＞

①　準公金の管理は預貯金通帳により行い、現金の取り扱いは必要最小限とする。
②　預貯金通帳と印鑑は、別人が異なる場所で管理する。
③　関係者の親睦会経費など、業務上必要のないものは取り扱わない。
④　収入・支出は、管理職までの事前伺、決裁により行う。
⑤　職員による立替えを行わない。
⑥　第三者による監査を行う。
⑦　取り扱い方法を要領化する。または、町で統一基準を示す。
⑧　キャッシュカードの作成、利用は行わない。
⑨　預貯金通帳の名義は代表又は会計が替われば改める。
⑩　預貯金通帳の印鑑に公印を使わない。
⑪　準公金の預貯金通帳の名義はその代表者又は会計責任者とする。　※　新規追加

４　インフラの老朽化、計画的な修繕・更新等（財政課、関係課）

篠栗町のインフラ全体の老朽化は、平成２８年度決算から全国統一基準により作成している下記の「篠栗町財務書類の資産老朽化比率」の上昇として表われており、今後、施設等の修繕、更新費が多く必要となることを示している。

＜篠栗町財務書類における資産老朽化比率＞

区　　分	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
町民１人あたりの資産額	1,531 千円	1,505 千円	1,518 千円
資産老朽化比率	４８．３０%	５０．２５%	５２．２５%

資産老朽化比率＝減価償却累計額÷（有形固定資産合計－土地等＋減価償却累計額）

クリエイト篠栗など大型施設については、平成１０年台を中心に集中的に整備し、おおむね２０年以上が経過したため、設備の不具合や屋根、壁等のいたみが顕著になってきている。

このため、応急的に最小限の更新や修繕を行っているが、町民にこれらの施設を安心して使ってもらい、施設の長寿命化を図るため、劣化等の状況を調査して施設の休館も含めた大規模修繕計画を策定し、先送りすることなく実施していかれたい。

また、５つの小中学校については、昭和５３年から相次いで整備されたため、ほぼ４０年が経過し、同時期に改修又は建て替えの時期を迎える。このため、財政負担の平準化も踏まえた改修・建替え計画を策定し、計画的に実施していかれたい。

なお、老朽化した施設について、代替施設がある、または、設置当初に比べて必要性が低くなってきている場合には、統廃合も検討されたい。

＜大型施設の整備・経過年数＞

名　　称	整備年	整備費	経過年数
クリエイト篠栗	平成　５年	2,619 百万円	２８年
オアシス篠栗	平成１２年	2,877 百万円	２１年
総合運動公園	平成１３年	1,524 百万円	２０年
合併５０周年記念体育館	平成１７年	897 百万円	１６年

＜小中学校の整備・経過年数＞

名　　称	整備年	整備費	経過年数
北勢門小学校	昭和５３年	1,107 百万円	４３年
篠栗中学校	昭和５４年	1,512 百万円	４２年
篠栗小学校	昭和５５年	1,032 百万円	４１年
勢門小学校	昭和５６年	1,056 百万円	４０年
篠栗北中学校	昭和６１年	1,091 百万円	３５年

５　電子化、ＩＴ化の推進と検証（財政課、総務課、全課）

情報通信技術は、行政事務ばかりでなく町民のオンライン申請やコンビニエンスストアでの納税などその活用の分野が広がってきている。

令和元年度には、令和２年度からはじまった会計年度任用職員制度に対応するためのシステム開発（2,310 千円）を行った。

このような制度変更等があれば、システムの開発や変更を行ってきているが、これらの業務は、基本システムの整備を請負った株式会社ＢＣＣへすべて特命随意契約により発注している。また、開発・変更後のシステムの保守についても特命随意契約により同社へ発注している。

令和元年度の同社への委託契約は、町全体で５８件、総額 105,333,112 円となっているが、その価額等が妥当であるかの検証が難しい。

同社への特命随意契約は、業務の性質上、やむをえない面があるとは考えるが、より安い経費でより多くの効果をあげるため、他の市町村とのシステムの共同開発や運用、ＩＴ技術の知識を持つ職員の確保や養成、あるいは、より汎用化したシステムの導入などを検討していかれたい。

電子化やＩＴ化は、効率的な行政運営と町民へのサービスの向上に資するものであるので、課題や費用対効果等を検証し、また、インターネットにアクセスができづらい高齢者などへの配慮もしながら、推進していかれたい。

＜令和元年度　株式会社ＢＣＣへの業務委託（すべて特命随意契約）＞

課　名	契約件数（件）	委託金額（円）
財政課	３５	81,924,259
まちづくり課	1	264,000
税務課	1	1,457,645
住民課	8	3,419,952
福祉課	1	880,000
上下水道課	8	7,053,256
健康課	2	1,314,000
こども育成課	1	5,060,000
産業観光課	1	3,960,000
計	５８	105,333,112

６　予算科目の整理、的確な財政運営（財政課、都市整備課）

歳出予算「８款土木費」については、道路や側溝等の整備、補修などに充てるものであるが、これらの整備等が満足に行えていない中で、令和元年度において、歳出予算319,654,000 円に対し、46,675,317 円（比率１４．６％）もの不用額を出している。
この一因は、目が細分化され、また、節の下に町が設けた細節ごとに予算を管理しているためだと考える。

そこで、議決された歳出予算を効率的に有効に使うため、予算科目の款、項、目、節のうち「目」については町長の権限で変更できるので、「目」の大括り化を進められたい。
また、「細節」については、できる限り、廃止する方向で進められたい。
さらに、年度途中で大きな不用額が生じると見込まれるときは、決算において不用とするのではなく、年度内に歳出予算の減額補正を行い、それをほかに必要とする事業の財源とされたい。

一方、歳入については、令和元年度の１４款 ２項 ４目 ３節「農村環境整備事業」において歳入予算現額 30,000,000 円に対して収入済額は 12,000,000 円となっており、決算で 18,000,000 円もの歳入不足となっている。
このような大きな歳入不足が生じると、予算の収支バランスに大きな影響を与えるので、年度内に的確に補正をするようにされたい。

＜令和元年度 一般会計 歳出 ８款土木費の不用額等＞

（円）

項	予算現額（A）	支出済額（B）	不用額（C）	C／A
１土木管理費	66,225,000	58,794,881	7,430,119	１１．２％
２道路橋梁費	157,401,000	134,214,784	23,186,216	１４．７％
３河川費	70,435,000	62,799,928	7,635,072	１０．８％
４都市計画費	23,045,000	15,394,826	7,650,174	３３．２％
５住宅費	2,548,000	1,774,264	773,736	２．６％
計（款）	319,654,000	272,978,683	46,675,317	１４．６％

７　オアシス篠栗送迎バスの地域交通手段としての活用（健康課、福祉課、都市整備課）

オアシス篠栗の送迎巡回バスについては、町民の買い物等にも利用されていることから、オアシス篠栗の休館中でも継続して運行させている。評価する。
利用者数については、新型コロナ感染症の流行により休館した令和２年３月からと、平常どおり開館していた令和元年度の同じ月を比較すると、下記のとおり、休館中の利用率は月平均５２．４％で、コロナ禍にもかかわらず大きく下がっていない。
これは、バス等の交通手段が身近にない地域に住む町民にとって、貴重な移動手段となっていることを示している。

このため、運行方法等について、関係課で検討し、交通の拠点である篠栗駅を中心に病院や最寄品店も回るコースの設定やオアシス篠栗の休館日（月曜日等）も運行するなど、このバスが地域の交通手段としても、より活用されていくようにされたい。

＜オアシス篠栗の送迎巡回バス　休館時の利用状況＞

（人）

区分	３月	４月	５月	６月	７月	８月	９月	合計
令和元年(開館)	4,780	4,450	4,733	4,847	4,695	4,599	4,549	32,653
令和２年(休館)	2,730	1,852	2,089	2,442	2,809	2,504	2,684	17,110
２年／元年	57.1%	41.6%	44.1%	50.4%	59.8%	54.4%	59.0%	52.4%

８　使用料等の見直し、都市計画税の導入（財政課、税務課、都市整備課、関係課）

財政運営は、今後、老朽化した施設設備の更新経費や社会福祉関係支出の増加で、厳しさを増すと予測されるので、必要な歳入を安定的に確保していく必要があると考える。
このため、施設の使用料や各種の手数料については、消費税等が８％そして１０％となっても改定されていないので、適正な受益者負担のあり方を踏まえ、必要な見直しを行っていかれたい。

また、都市計画税は、市街化区域において固定資産税とは別に固定資産税評価額の最大０．３％までを課すことができるもので、原則、市街化区域内だけに都市公園や下水道などを整備するため、その受益者負担の観点から徴するものである。
かつては、これらの経費等に充てるために開発負担金を徴していたが、法的な根拠がないために止めている。
よって、都市計画税の導入を検討されたい。

９　地域施策の方針（総務課、まちづくり課、社会教育課、関係課）

防災、子育て、福祉、生活道路等の維持補修など、地域住民にかかわる施策の多くは、地域住民の協力が欠かせないため、区を通じて行われている。

しかし、区や子ども会育成会への住民の参加意識が低下し、加入者が減少してきている。また、その役員も、行事や各課からの要請などにより多忙で、なかなか引き受ける者が見つからない状況にある。

このため、区の地縁団体としての機能が落ちてきており、区を通じての施策効果も下がってきているように思われる。

一方、地縁によらずに、同好者で行うスポーツや文化活動、社会活動などへ参加する住民は一定程度あるように思われる。

このような中、社会教育課では、社会教育委員等が中心になって立ち上げた「篠栗小学校区づくり実行委員会」など、小学校区毎の組織の活動を支援し、小学校を核とした地域コミュニティづくりを推進している。

しかし、地域コミュニティの基本的な区域は、小学校区は学校を通じて子どもと親はまとまりやすいものの、地縁団体として確立している区であると考える。

このため、これらの状況等を踏まえ、区をはじめとする地域コミュニティに対して、今後、どのように向き合い、また、地域にかかわる施策を展開する上で区をどのように位置づけていくのかを検討していかれたい。

１０　公営企業会計と一般会計における適正な費用分担（財政課、上下水課）

地方公営企業法を適用する水道事業及び流域公共下水道事業（以下「両事業」）については、同法第２０条第１項により「経営成績を明らかにするため、すべての費用及び収益を、その発生の事実に基づいて計上し、かつ、その発生した年度に正しく割り当てなければならない。」となっている。

このため、両事業特別会計では、他の会計と経費負担を明確に区分した独立採算とする必要がある。

しかし、両事業特別会計では、事業活動全般に要する経費である総係費のうち、職員の給料や委託料、負担金などは計上されているが、庁舎の使用料や水道光熱費、電話使用料は計上されておらず、これらは一般会計が負担している。

よって、両事業において必要なすべての経費は、両事業特別会計において正しく計上し、負担するべきだと考えるので、検討していかれたい。

１１　新規、総合的な課題への対応（総務課、全課）

各課が分担された業務を責任もって行う、現行の「縦割り組織」は効率的である。
しかし、新たな課題への対応や多岐にわたる事柄の調整では、十分に機能を発揮しえていないことが、まれに見受けられる。

例えば、令和元年度、河川の中にある灌がい面積が減少した農業用井堰が大雨で被災したために改修したが、水害防止からは、井堰以外の方法で水利を確保しながら水害の要因となる井堰自体を撤去することも考えられた。

また、生産緑地制度は、市街化区域内の農地を指定し、農業生産を継続させながら、農地の持つ洪水調整や緑地空間として機能の確保や、災害時の避難場所、市民農園などとして活用しようとするもので、有用な制度だと考える。
しかし、これを導入するためには、土地利用計画をはじめ農業振興、福祉、防災、環境保全の観点から総合的に検討する必要があるが、このような新たな施策等を調査、検討する体制が十分に整っていないように思われる。

多岐にわたる目的の施策の実施や総合的な調整を要する事項にあたっては、上位の管理者が大局的な見地から判断するとともに、町幹部による経営会議を設けてあたることが考えられる。
また、これらに対応しうる企画立案能力を持つ職員を研修等により育成していく必要もあると考える。

１２　学校長等への権限移譲による効率的な事務の執行（総務課、財政課、学校教育課）

令和元年度、幼稚園、小中学校における物品購入伺が１，３５８件、修繕伺が１７３件と多数になっているが、その購入伺や契約締結伺等は、園長、学校長を経由して学校教育課が行っている。
このため、学校教育課の事務が煩雑になっているとともに、物品購入等に時間がかかっているので、事務の効率化を図るため、園長や学校長が一定の契約事務については学校教育課を通さずに処理ができるよう権限を移譲されたい。

［各課］

１　総務課

（１）消防団員への報酬等の支払いの適正化

消防団員は特別職の地方公務員であるので、その報酬と手当については、地方公務員法第２５条により直接本人へ支払わなければならないが、本人からの委任状により消防団各班の班長の口座に振り込まれている。

また、昨年度の定期監査では、この委任状の中に同一人物の筆跡や同じ印鑑による押印ではないかと疑われるものもあったので、指導していた。

現在も、消防団員への報酬等は委任状により支払われているので、直接本人へ支払うようにされたい。

（２）危機管理、防災対応の充実

新型コロナウイルス感染症の流行対策として行われた特別定額給付金の支給は、早急に行われたたことを評価する。

今後とも、新型コロナウイルス感染症の流行対策をはじめ、危機管理にあたっては関係各課とともに的確に行っていかれたい。

また、防災・災害対応には、多くの要員の確保が必要となるが、現在は無期雇用の職員と再任用職員で対応しているので、大災害時等には会計年度任用職員や任期付職員も従事できるようにすることも検討されたい。

２　財政課

（１）　入札方法の改善

公募型一般競争入札については、昨年と一昨年の定期監査報告（工事）において、工事の入札方法の改善としてその導入の検討を求めていたが、令和２年度から物品の調達と業務委託の一部において導入されている。

これにより、契約の相手方の決定がさらに公平公正性が確保されたと、評価する。

今後は、工事においても公募型一般競争入札の導入を図るとともに、価格だけでなく技術力などを加味する総合評価落札方式もあるので、その導入についても検討されたい。

なお、入札制度の検討にあたっては、地場産業育成の観点も踏まえて行われたい。

（２）　篠栗町財務書類の早期作成

総務省は、すべての地方公共団体に対して平成２７年度からの３年間（やむを得ない場合は５年間）で、統一的な基準による公会計の発生主義、複式簿記による財務書類の作成を求めていた。

篠栗町では、平成２８年度の決算から作成しているが、その報告が、例年、次の年度末の３月になっている。

このため、令和元年度の財務書類が、令和２年９月の令和元年度の歳入歳出決算審査に間に合わず、十分に活かされていない。

この財務書類では、単式簿記の官庁会計では見えづらかった真の収支の状況や資産・負債の増減の把握ができやすくなるなど、多様な財務分析が可能となるので、この早期の報告に努められたい。

なお、この財務書類による分析事例として、各年度の政策的経費をその年度の税収等でまかなえているかを示す基礎的財政収支（プライマリーバランス）は、平成３０年度にマイナスへ転じている。

＜財務書類（一般会計等）による基礎的財政収支（プライマリーバランス）＞

（単位：千円）

区　　分	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
町民１人あたりの負債額	230	221	226
基礎的財政収支（プライマリーバランス）	263,690	328,215	△307,242

基礎的財政収支＝業務活動収支（支払利息支出を除く）＋投資活動収支

３　まちづくり課

（１）篠栗北地区産業団地整備事業用地の分譲、収入の確保

篠栗北地区産業団地整備事業については、令和２年４月末に工事が完了し、都市計画法上の手続きが７月８日に完了し、公告された。

この造成された事業用地に食品関係企業が進出することにより、固定資産税や法人町民税の増収、雇用機会の拡大などの直接的な効果のほか、ここで行われる事業活動に伴い、町内での消費拡大や人口流入などの間接的な効果が期待される。

しかし、６区画の事業用地うち分譲先が決まっていないものもあるので、鋭意交渉に努め、決定するとともに、土地売払い収入の確保に努められたい。

（２）ふるさと納税額の増加

令和元年度のふるさと納税寄付額は 32,871 千円で、平成３０年度の 5,150 千円に比べ６．４倍と大きく増加した。

これは、取り扱い方法の拡充や篠栗北地区産業団地に進出を予定している㈱やまやコミュニケーションズ等の返礼品の充実など、まちづくり課による努力の成果と評価する。

今後、篠栗北地区産業団地に進出してくる食品関係企業と連携し、さらなる寄付金の増加を目指していかれたい。

＜ふるさと納税の実績＞

区　分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
件　数	１６	３２	５５	３５７	２，８９３
寄附金額（円）	805,500	1,003,000	1,891,000	5,150,000	32,871,000
うち町外（円）	805,500	983,000	1,891,000	5,150,000	32,871,000

（３）協働のまちづくり補助金の新たな展開

この補助金は、平成２２年にはじまって以来１０年が経過し、官民による協働のまちづくりや地域でのコミュニティづくり、地域住民による各種活動の活性化に大きく寄与してきたと評価する。

しかし、近年は 3,000 千円の予算枠に対して３分２程度の実績で、実施団体数も減少してきている。さらに、今年度は新型コロナウイルス感染症流行の影響により、毎年実施している団体の中には事業の中止や見直しが行われている。

このような中、この補助金をよりよいものとするため、補助対象の見直しや実施団体の自立促進など、新たな展開を検討していかれたい。

＜協働のまちづくり事業補助金の実績＞

（令和２年９月２３日現在）

区　分	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
団体数	１１	１０	１１	８	４
補助金額（円）	2，127，713	1，948，451	2，321，220	1，852，552	993,792

４　税務課・収納課

（１）徴収率向上の限界、国保税の徴収への重点的化

町税・国民健康保険税の徴収率については、平成２８年度に収納課を設置してから向上してきたが、令和元年度は前年度に比べて下降した。

しかし、これは、令和元年度の出納閉鎖（令和２年５月末）までの新型コロナウイルス感染症の流行などの影響もあると考えられる。

また、令和元年度、町税の現年分の徴収率は９８．９７％と相当に高く、限界に近いように思われる。

ただし、国民健康保険税の現年分の徴収率については９２．７６％と比較的低く、また、滞納分の徴収率も依然として低いので、今後はこの徴収率の向上に向けて重点的に取り組んでいかれたい。

＜町税・国民健康保険税の徴収率の推移＞

（単位：％）

区　分		H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R 元年度	元－30
町税	現年	98.69	98.80	99.12	99.11	98.97	△0.14
	滞納	23.25	30.99	40.96	38.34	35.25	△3.09
	計	95.07	95.97	97.25	97.63	97.60	△0.03
国民健康保険税	現年	94.25	93.88	95.08	94.89	92.76	△2.13
	滞納	16.44	19.60	22.76	18.13	22.67	4.54
	計	68.44	71.12	76.24	78.42	78.67	△0.25

（２）町税等の口座振替、特別徴収の推進

町税等については、平成３０年度からクレジットカードによる収納が、また、令和２年５月からスマートフォンによる収納がはじまった。これらにより、町税等の納付の利便性が向上した。評価する。

令和元年度の口座振替による収納額は、平成３０年度に比べて 21,166 千円減少しているが、口座振替の手数料は１件あたり１１円で、コンビニ（１件あたり６２．７円）やクレジットカード（１件あたり５５円）、スマートフォン（１件あたり６２．７円）よる収納に比べて安く、毎年、確実に収納されることから、口座振替の推進に努められたい。

また、普通徴収に比べて確実に税の徴収ができる特別徴収も推進されたい。

＜令和元年度　町税・国民健康保険税の収納方法＞

区　分	収納者（人）		収納額（円）	
	人数	前年比	金額	前年比
窓口	６，８２２	△６８６	953,008,807	99,674
口座	６，９８７	△９０	857,725,143	△21,165,976
コンビニ	１１，７３９	５６５	430,095,744	15,353,010
クレジット	４２４	１１７	25,913,400	7,849,700

（3）滞納処分

令和２年度の滞納処分については、元年度に比べて件数で１９０件、徴収額で 4,854 千円増加し、不能欠損額も年々減少してきている。この努力を評価する。

また、固定資産税を滞納し、その滞納者が死去した空き家について、令和元年１０月に篠栗町として初めて不動産の公売を行った。これは滞納した税を徴収したはかりでなく、空き家対策ともなっているので、評価する。

しかし、令和２年２月１７日から３月６日に行った宇美町・篠栗町・粕屋町合同期間入札公売会（動産）では落札額はわずか 4 千円となっている。

動産の公売会については、これまでも見直し、縮小されてきたが、今後は費用対効果を勘案して実施されたい。

また、債権差押などその他の滞納処分にあたっては、職員の人件費も含めた費用対効果や滞納防止効果を勘案しながら実施されたい。

＜滞納処分実施状況＞

区　分	令和元年度		対前年比	
	件数	徴収額（円）	件数	徴収額（円）
債権差押	２７１	9,877,219	１６４	4,863,265
不動産差押	３５	4,594,750	３１	4,594,750
捜索（臨戸）	１８	1,182,900	△４	△3,704,996
債務整理	０	0	△１	△899,200
計	３２４	15,654,869	１９０	4,853,819

＜町税の不能欠損額の推移＞

区分	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R 元年度
件　数	８６５	６０４	２４０	５４０	４１９
欠損額（円）	22,093,232	25,616,083	9,368,256	4,996,045	2,767,632

５　住民課

（１）国民健康保険事業の健全運営

令和２年度に過年度返還金として、福岡県から令和元年度に受け入れた普通交付金のうち 32,974,491 円、特別交付金のうち特定健康診査分 346,000 円と保険事業分 40,000 円を返還することとなる。

国民健康保険事業は、平成３０年度に福岡県と共同運営をはじめたばかりで、福岡県の財務処理がまだ安定していないようであるが、会計年度をまたぐ返還金は、会計年度独立の原則に反し、単年度の収支を不明確にする。

このため、福岡県に対して財務処理の安定性の確保を求めるとともに、よりよい国民健康保険事業とするため、給付額や事務の統一などの制度面での調整についても協議していかれたい。

令和元年度の国民健康保険事業特別会計（決算）においては、累積赤字があるため、令和２年度の歳入予算の繰り上げ充用を行っているが、単年度収支は 35,728 千円の黒字となっている。

一方、一人あたりの保険税負担額は、平成３０年度から福岡県が示す税率を採用し、増加した。また、一人あたりの医療費も伸びてきている。

このような中、特定健康診断の受診率向上などにより町民の健康を守っていかれたい。

また、これにより、医療費の縮減に努め、単年度の収支のバランスを整えるとともに、累積赤字の解消に努めていかれたい。

（２）マイナンバーカードの普及

令和２年７月１２日現在のマイナンバーカードの交付率は１５．５％で、令和元年５月１日の１０．２％から向上している。これは休日も開庁して取り組んだことなどによる成果と、評価する。

マイナンバーカードの利用拡大として、令和２年９月から令和３年３月まで行われる「マイナポイント」では最大５千円分のカード等へのポイントが付与される。また、令和３年３月からマイナンバーカードが健康保険証としても利用できるようになる。

このような中、より一層の普及にも努めるとともに、篠栗町の各種サービスへの利用についても検討し、実施していかれたい。

（３）先行実施の住居表示のフィードバック

篠栗駅前の地区が中央一丁目、四丁目、五丁目として篠栗町で最初の住居表示が令和元年１１月に実施された。この業務に休日も開庁して対応されたことを評価する。

住居表示の実施により、一過性とは言え、マイナンバーカードの変更など住民がしなければならない手続きが発生し、所有者の住所変更登記など費用が生じるものもある。

住居表示を行った地区住民からの聞き取りなどにより、その実施による効果と課題を把握して、今後、予定している地区の円滑な実施に活かしていかれたい。

６　健康課

（１）オアシス篠栗の劣化状況等の調査、大規模修繕

オアシス篠栗は平成１２年に開館してから２０年が経過し、近年、設備の不具合が度々発生している。令和元年度には、電話交換設備、地下駐車場シャッター制御盤、空調設備が不具合を起こして停止した。

また、屋根や外壁、舗装などの痛みも見られる。

このため、令和元年度と令和２年度にそれぞれ 5,000 千円と 25,000 千円の補正予算を組み、これらの設備の更新や舗装の修繕を応急的に行っている。

この工事や設備の更新は、コロナ禍でオアシス篠栗が休館しているため支障なくできているが、通常なら一定期間の休館の措置をとる必要があった。

このため、オアシス篠栗の大規模修繕計画を立て、実施していかれたい。

（２）オアシス篠栗の持つ機能の見直し

オアシス篠栗の持つ機能については、開設から２０年が経過し、町民のニーズや社会経済状況が変化してきているので、再検討し、大規模修繕にあわせて見直していかれたい。

具体的には、レストランについては、営業を希望する者がおらず、休止が続いており、隣接する篠栗駅周辺にも飲食店があるので、他用途への転換を検討されたい

また、温浴施設の設備については、多額の更新経費が見込まれることから、町民の日常の入浴に支障がなければ、費用対効果等を勘案し、廃止も検討されたい。

（３）新型コロナウイルス感染症流行への対応、町民の健康保持

オアシス篠栗が新型コロナウイルス感染症の流行で令和２年２月２９日から休館し、乳幼児健診等ができない状況となったが、健康課では電話による支援、相談を行った。

その後は、順次、法定検診等を再開した。

また、令和元年度の健診フェスタでは、新たに企業、団体からの協賛を得て、前年比１．６倍の１，４６７人の参加があった。これらを評価する。

今後とも、新型コロナウイルス感染症に関する窓口として的確に対応するとともに、町民の健康保持に努めていかれたい。

7　福祉課

（1）天空会館のりあり方

天空会館については、令和２年度と３年度においてエアコンの改修をすることとしているが、総じて施設設備の劣化が進んできている。

また、家族葬の増加などにより、１階の大・中祭場の利用が減り、２階の小祭場の利用が増えてきている。さらに、天空会館が設置された平成１６年に比べて町内外に民間の葬祭場が整備されてきた。

このため、篠栗町が公の施設として天空会館を持ち続ける意義は小さくなってきていると考えるので、この指定管理委託の期限である令和５年度までに天空会館のあり方を検討し、廃止を含めその方向性を示されたい。

（2）敬老会補助金のあり方

各区への敬老会補助金の算定方法は、下記のとおり均等割と人数割（７５歳以上の人口）の合計となっており、敬老会の費用はこの補助金によりほぼ賄われている。

区によっては、区への加入率にばらつきがある中、敬老会への案内者を区に加入している者に限っている。また、低い出席率のところもあるようである。

このため、敬老会への参加率が低い区ほど一人あたりに多くの費用を支出できる。

令和２年度はコロナ禍で飲食を伴う敬老会は中止され、敬老会補助金は一人あたり2,500円までの記念品代の助成に変えられたが、今後、この補助金が公平でよりよいものとなるよう、補助金の算定方法などを見直しされたい。

また、実績確認についても確実に行われたい。

＜各区への敬老会補助金交付額の決定方法　①＋②　＞

均等割（一律）		40,000円	・・・　①
人数割	区在住の75歳以上の人数×2,700円		・・・　②

（3）町営住宅のあり方

町営住宅については、住宅に困窮する低所得者や被災者への仮住居などとして一定の戸数を確保しておく必要があると考える。

しかし、５４戸ある町営住宅では経年劣化が進み、このうち１０戸が入居できない状況にある。また、低廉な住宅を必要とする低所得者等の全てが入居できるわけではない。

一方、町内の賃貸住宅には相当数の空室があり、また、空き家も平成３０年度の調査で２６５棟ある。

このため、町営住宅のあり方について、費用対効果や入居できない者への公平性の確保などを総合的な勘案しながら、建て替え、あるいは民間賃貸住宅の借り上げなど、その方針を決めていかれたい。

８　産業観光課

（１）日田市上津江の町有林の択伐による天然林への誘導

日田市上津江の町有林８３．７ｈａについては、スギの人工林を中心に広葉樹等が生えているが、平成１４年度に 86,923 千円で購入した。

篠栗町の上水道においては、総配水量２，７４５千㎥のうち福岡地区水道企業団から１，５４６千㎥（構成比５６．３％）の供給を受けている。

福岡地区水道企業団では原水の約３分の１を筑後川に依存しているため、この上流域にある日田市の町有林は、篠栗町の水源かん養林としての役割を果たしている。

しかし、購入以来１８年間で、管理費として 73,883 千円を支出したが、一方で、収入は立木販売代金や補助金による 22,673 千円となっている。

このため、この差額 51,210 千円は篠栗町の財政負担となっている。

この町有林では、平成２６年度、２８年度、３０年度に伐期を迎えたスギの一区画を主伐して立木を販売し、再造林を行っているが、水源かん養機能を維持していくためには、今後、下刈、除伐、枝打ち、間伐などの管理を継続していく必要がある。

しかし、これらの管理費は、木材価格が低迷する中、とても将来の立木販売額等でまかなうことはできない。

もし、この町有林が天然林であれば、管理費のほとんどがかからずに森林の持つ水源かん養機能が維持されるが、人工林を皆伐して広葉樹を植え、管理しながら天然林に戻していくためにも相当の費用がかかる。

そこで、人工林全体の３分の１程度を抜伐して、その抜いた立木は販売し、空いた場所に広葉樹等が自然に生えてくるのを待ち、残った人工林も同じように、順次、抜伐し、天然林にしていく方法が考えられる。

この択伐施業は、年月はかかるが、森林の持つ水源かん養機能を維持しながら、篠栗町の財政負担を縮減していくことができるので、検討し、実施していかれたい。

＜日田市町有林　１８年間（平成１４年度～令和元年度）の収支＞

区　分		金　額	内　容
支出	購入費	86,922,596 円	８３．７ha
	管理費	73,882,909 円	施業、作業道整備
収入		22,673,116 円	立木販売、補助金
収入－管理費		△51,209,793 円	

（２）町内森林の保全

スギ、ヒノキなどの人工林については、除伐や間伐などの管理が適正に行われないと、森林の持つ水源かん養や土砂災害防止、環境保全などの機能が損なわれる。
しかし、林業は木材価格の低迷により産業としては成り立たない状態にあるため、森林所有者による森林の充分な保全管理が望めない。
このため、福岡県荒廃森林整備事業（補助率１０／１０）を導入して、平成２０年度から令和元年度までに 234,980 千円をかけて荒廃した人工林の整備をしてきたことを評価する。
今後、篠栗町を森林セラピー基地としての評価を高めるためにも、適正な森林の保全に努めていかれたい。

（３）プレミアム商品券事業の検証、調整

町内の取扱店で使えるプレミアム商品券については、例年は商工会に補助金を交付して１０％の上乗せ率で５千万円分（上乗せ分を除く）を販売し、即日完売している。
また、令和２年度は、新型コロナウイルス感染症流行の支援施策として２０％の上乗せ率で１人あたり５万円までで１億円分を抽選により販売した。
このプレミアム商品券の販売は、町内での消費喚起と、今年はコロナ禍の中での中小事業者の支援となっていると考える。
しかし、購入者は固定してきているように思われる。
このため、プレミアム商品券事業については、費用対効果などを検証して、毎年連続しての購入を制限するなどにより、新たな購入者による町内消費を喚起する、または、生活支援を要する者を優先するなど、よりよい事業となるように調整していかれたい。

（４）地場産業の支援

新型コロナウイルス感染症の流行により、飲食業をはじめ小売業等では大変に厳しい経営環境におかれている。また、農業、小規模商工業ともにその担い手の高齢化が進み、その確保が課題となっている。
このような中、新型コロナウイルス感染症流行への対策事業などを積極的に実施されているが、構造的に篠栗町の産業が活性化し、それぞれの従事者の所得が安定的に確保されていくことが重要だと考える。

このため、経営者や後継者が将来に展望をもって事業を継続していけるよう、篠栗町としての産業振興ビジョンを示し、必要な施策を展開していかれたい。
具体策としては、町の業務等の発注にあたっては可能な限り町内事業者を優先する、商工会やＪＡ等と連携した経営指導や地域特産品づくりを進める、協業化や六次産業化を推進する、労働・職場環境の改善を支援していくなどが考えられる。

９　都市整備課

（１）旧塵芥処理場の調査と対応方針の策定等

旧塵芥処理場については、クリーンパーク若杉が整備されるまでの昭和３９年度から平成１４年度まで稼働していたが、稼働停止から１７年以上が経過しても、施設の解体撤去がなされていない。

このため、旧塵芥処理場敷地の内外でのダイオキシン類による汚染の有無や建築物の解体費などを調査、把握し、解体時期や跡地の活用などの対応方針を策定していかれたい。

なお、この施設にかかる篠栗町塵芥処理場設置条例（昭和５２年４月１日　条例第１１号）は存続しているので、廃止されたい。

（２）空き家・空き地、所有者不明不動産への対応

空き家・空き地は防災、防犯上、課題となる。

このため、空き家については、平成３０年度の調査で２６５棟あったが、宅地建物取引業者との連携による販売促進や、収納課による税の滞納物件に対する公売の積極的な実施などにより、解消に努められたい。

また、空き家対策特別措置法に基づく空家等対策計画を策定し、国の補助を受けて空き家の活用や除却を進めることを検討されたい。

さらに、相続人がいない空き家、空き地については、町が積極的に相続財産管理人を選任することを検討するとともに、所有者不明の不動産の発生を防ぐため、相続など所有権移転があった場合には、必ず所有権移転登記を行うよう広報、指導に努められたい。

（３）土木工事負担金の公平な徴収

町が施工する土木工事に伴う受益者負担金については、篠栗町土木工事負担金徴収条例第１条により徴収することとなっているが、同条例第４条第１項の１から３号に該当するときは町長が、また、同項４から６号に該当するときは町長が議会の同意を得て減免できる。

令和元年度、津波黒クロトリ地区水路改修工事については、町長が議会の同意を得て受益者負担金を免除しているが、他の２件については受益者負担金を徴収している。

しかし、受益者負担金を免除した工事とそうでない工事において、特段に事情の差異がないように思われる。

このため、受益者負担金を減免する場合は、一般に理解される相当の理由が必要であると考えるので、一定の方針をもって公平に実施されたい。

１０　上下水道課

（１）施設設備の計画的な更新

水道事業については、第１浄水場、第２浄水場がそれぞれ昭和４４年、４９年に整備されてから４０年以上が経過し、更新の時期を迎えている。

また、総配水管約１０２ｋｍのうち耐用年数の４０年を超えるものが約２５ｋｍあるが、この更新にはこれまでの施工事例から１ｋｍあたり１億円程度がかかるとみられる。

このため、施設設備の更新計画を策定し、計画的に実施していかれたい。

（２）上下水道事業の長期的な安定経営

下水道料金は平成２９年度に、水道料金は平成３１年度にそれぞれ改定し、当面の経営収支の均衡が図られている。

しかし、今後はこれから施設や設備の経年劣化による更新経費の増大が見込まれる。

また、市街化区域の拡大に伴い給水、下水道整備区域が拡大されたため、上下水道の管路を延伸しているので、維持管理費の増加も見込まれる。

このため、人口増加が見込めない中、経営環境は厳しさを増していくと思われるので、長期的な経営計画をもって、適正な時期での施設設備の更新や上下水道料金の見直しを行っていかれたい。

（３）尾仲雨水幹線改良工事の今後の実施

尾仲雨水幹線改良工事については、浸水防止対策として既存水路の拡幅等を平成２３年度より下流部からはじめ、令和２年度までで延長が６５２．５ｍとなる。

これまでの改良工事により相当の流下能力が確保されてきたと思われるので、現時点で溢水防止効果を見極め、それにより未着工の上流部の工事を実施するかを含め、実施時期を調整していかれたい。

年度	延長（m）	累計（m）	整備率（%）
H23～28	225.8	225.8	19.01
H29	75.0	300.8	25.32
H30	137.2	438.0	36.87
R1	76.5	514.5	43.31
R2（予定）	138.0	652.5	54.92
残延長		535.5	

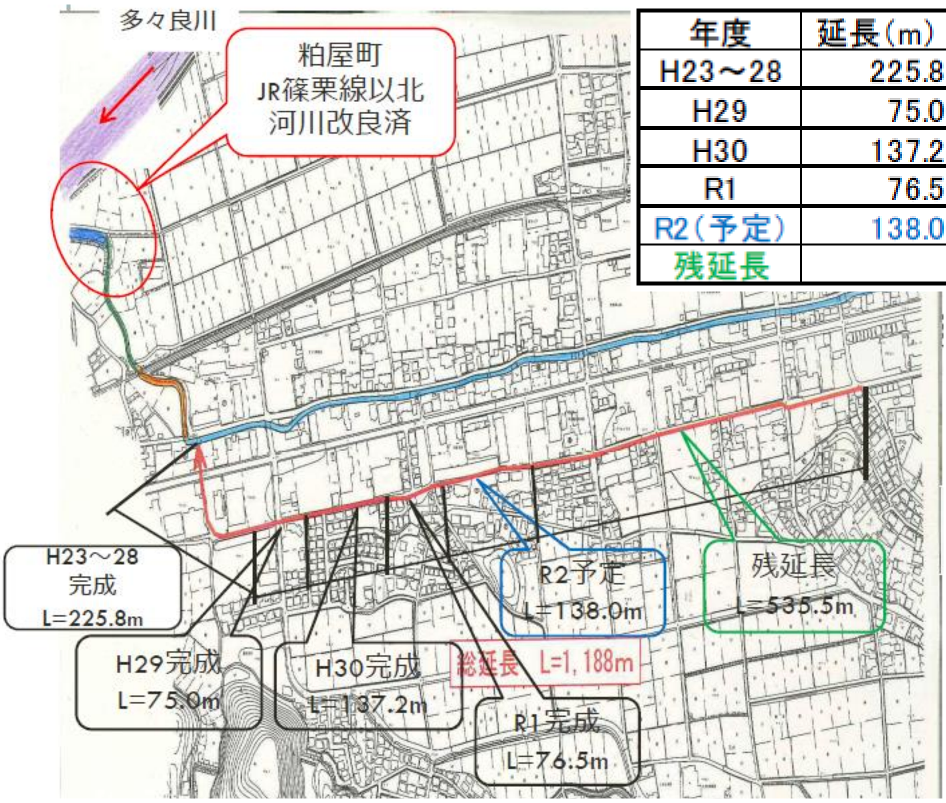

１１　学校教育課（幼稚園・小学校・中学校）

（１）３幼稚園の統廃合

令和元年１２月に策定した篠栗町行財政改革大綱では、３つある町立幼稚園は１園に統合し、１園は民営の認定こども園、１園は廃止としている。
この方向性は３幼稚園の定員５００人に対して在籍者が２６９人（在籍率５４％）となっている一方で、保育園の待機児童が１３０人にも及んでいるので、妥当だと考える。

今後、この方向で進めるのであれば、篠栗町立幼稚園条例の改定が必要となってくることなどから、その権限を持つ議会への発議時期をはじめ関係者との協議、調整を充分に行い、手順を踏んで行っていかれたい。
なお、令和元年度に３幼稚園の空調設備を 40,355,280 円かけて整備したので、１園が除却、廃止されれば、空調設備の整備が無駄となる。
また、この整備にあたっては、国から臨時特例交付金を受けているので、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律の規定により、幼稚園として存続しない２園分の交付金の返還が生じる可能性があるので、留意されたい。

（２）障がいを持つ子どもの顕在化への対応

小中学校の特別支援学級へ通う児童・生徒の数が急激に増加してきている。また、幼稚園、保育園に通う子どもの中にも障がいを持つ子が目立つようになってきている。
このため、今後、特別支援学級数の増加も見込まれることから、教室の確保とともに、これらの子どもの教育、支援にあたる必要な人員の確保に努められたい。

＜特別支援学級　在籍状況＞

（毎年　５月１日現在）

区　分		平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年	令和２年
小学校（３校）	児童	５８人	６９人	８９人	１１６人	１５１人
	学級数	１０	１３	１６	２０	２４
中学校（２校）	生徒	２４人	１９人	１８人	１９人	２３人
	学級数	５	４	４	４	４
計	児童・生徒	８２人	８８人	１０７人	１３５人	１７４人
	学級数	１５	１７	２０	２４	２８

（３）教員欠員の解消

県費負担の教員が、勢門小学校で２名、篠栗中学で１名の欠員となっており、他の教員の超過負担となっているので、県に対して必要な人員の確保を要望されたい。

（４）教職員の超過勤務の削減

小中学校では、令和２年６月からタイムレコーダーを導入し、教職員の勤務時間の管理を行っている。また、校納金については、令和２年５月から保護者の銀行口座からの引き落としとなったことにより、教員の業務の縮減となった。

しかし、学校教育課を含め教職員の超過勤務は常態化しているので、業務の見直しや必要な要員の確保など必要な措置を行い、超過勤務の削減に努められたい。

（５）篠栗学園、篠栗北学園

篠栗学園、篠栗北学園については、平成３０年度から、幼稚園・小学校・中学校が連携しながら一貫した教育を進めるために実施してきている。

篠栗学園は、２幼稚園、２小学校、１中学校と多数の教育機関からなることから、それぞれの連携が十分になされづらく、また、これを支える地域コミュニティも校区ではなく区を中心に形成されているように思われる。

一方、篠栗北学園は、幼稚園、小学校、中学校が各１校で、しかも隣接しているため、連携がとりやすく、また、地域組織が学校と連携し活発に活動しているように思われる。

このような中、これまでの成果や課題を検証し、それぞれの事情をふまえた篠栗学園、篠栗北学園となるよう努めていかれたい。

（６）新型コロナウイルス感染症流行への対応

幼稚園・小学校・中学校では、新型コロナウイルス感染症流行のため令和２年３月２日から５月３０日まで休校となったが、それぞれの園、学校において休校中、休校後ともに児童・生徒の心のケアも含めて的確に対応されていることを評価する。

（７）校舎のいたみ、補修等

北勢門小学校の理科室の床については、補修跡の数か所が突起しているため、つまずくと危険である。その他、幼稚園や小学校でも傷んだ箇所が目立つ。

このため、必要な修繕を先送りせず確実に行うとともに、特に、危険な箇所については早急に対応されたい。

篠栗北中学校については、その敷地が特殊な地盤で隆起してきているため、柱や壁などに亀裂が入り、ドアが開きづらく、また、外構のモルタル打ちの剥離なども見られる。

篠栗北中学校は昭和６１年に整備され、５つの小中学校のうち築年数が３５年で最も浅いが、全体的に劣化が進んできているように思われるので、必要な補修を行うとともに、根本的な対策について調査、研究されたい。

１２　こども育成課

（１）待機児童の解消、未就学児のケア

令和２年４月１日現在の保育園の待機児童数は１３０人（国の基準では７２人）で、下記のとおり、大きく増えている。

保育施設については、将来的な需要を踏まえながら、待機児童の解消に向け、民間による新たな施設の開設を支援していかれたい。

なお､町立３幼稚園を統廃合し､うち１園を民間の認定子ども園とする構想があるが､参入してくる民間事業者の確保や関係者との調整に時間がかかる可能性がある。

このため､待機児童解消の緊急対応として幼稚園教諭の多くが保育士の資格も持つので、当面、町立３幼稚園のうち１園を町立の認定こども園とすることを検討されたい。

また､保育園にも幼稚園にも通っていない０歳から５歳までの子どもが令和２年度は６４１人（３５．６％）となっている。更に、就学時前の５歳児では２１人（３．３％）となっている。これらの子どもや待機児童について実態を確実に把握していないので、その保育の状況等を調査されたい。

その上で、課題があれば、健康課、学校教育課などと連携して必要な施策を検討し、実施していかれたい。

＜未就学児の状況＞　（人）

区　分		H28 年度	H29 年度	H30 年度	R 元年度	R２年度
保育園入所Ａ		７７２	８３７	８２３	８３７	８９１
保育園の待機児童	国基準	１０	２１	１４	１３	７２
	現状	２２	２４	２７	３０	１３０
幼稚園入所Ｂ		３３３	３１９	３１９	２７７	２６９
０～５歳児Ｃ		１，９２６	１，８８１	１，８２８	１，８０７	１，８０１
Ｃ－（Ａ＋Ｂ）		８２１	７２５	６８６	６９３	６４１

（注）待機児童の国基準は、希望の保育園に行けずに待機する者などを除く
　　待機児童数・保育園入所者は４月１日現在　　幼稚園入所者は５月１日現在

（２）保育士の確保

一時預かり保育については､社会福祉協議会に委託して栗の子保育園で行うこととしていたが、保育士が確保できずに、平成２９年度から実施できていない。

また、各保育園においても保育士の確保に苦慮しているようである。

このような中､待機児童を解消するために保育施設を増やしても､保育士が確保できなければ運営できないので､保育士の処遇改善を図るとともに､保育士免許を持ちながら保育士をして勤務していない者が働きやすい環境の整備などに努められたい。

１３　社会教育課

（１）クリエイト篠栗の大規模修繕

クリエイト篠栗は平成４年に竣工してから２７年が経過し、時折、突然の設備の不具合が生じてきている。

令和元年度には空調設備と大ホールの調光卓に不具合が生じ、更新した。

建築物についてはおおむね２０年ごとに大規模修繕しなければ、施設の寿命を短くし、修繕に要する経費の総額が増してくる。

このため、施設の長寿命化と管理、修繕費のトータルコストの縮減を図り、今後とも町民に安心して使ってもらえる施設としていくため、大規模修繕計画を立て、先送りすることなく行われたい。

（２）社会教育施設の費用対効果等の検証、統廃合の検討

社会教育施設として、クリエイト篠栗（図書館）のほかにも９つの集会所、歴史民俗資料室、総合運動公園、町民体育館、社会体育館、記念体育館、武道館、町民プール、幼児プール、乙犬倉庫、町民球技場があるが、これらの多くの施設では経年劣化が進んできている。

このため、適期に必要な改修工事を行われたい。

また、利用状況や修繕費用に対する効果などを検証し、設置の必要性が低くなった施設については、統廃合も検討されたい。

（３）文化事業等の実施

クリエイト篠栗が主催する講座の中には、定員に満たないもがある一方で「親子電波教室～親子ラジオを作ってみよう～」など人気のものがある。

このため、講座の内容については、町民ニーズにあったものや幅広い世代を対象としたものとなるようしていかれたい。

また、コロナ禍でも、成人式などの重要な行事については、感染状況を踏まえ、感染防止対策と工夫を講じながらできるだけ実施していくようにされたい。